登記完了証（書面申請）荒川信盛

次の登記申請に基づく登記が完了したことを通知します。

秋田能代
8-1-2

申請受付年月日	平成３０年３月１９日	
申請受付番号	第１０７８号	
登記の目的	所有権移転	
登記の年月日	―	
不動産	土地	不動産番号　４１０１０００１３１４０１ 山本郡三種町浜田字大平５８番５４ 山林 １１６６平方メートル

（注）１　「登記の目的」欄に表示されている内容は，「不動産」欄の最初に表示されている不動産に記録された登記の目的です（権利に関する登記の場合に限ります。）。
２　「登記の年月日」欄は，表示に関する登記が完了した場合に記録されます。
３　「不動産」欄に表示されている不動産のうち，下線のあるものは，登記記録が閉鎖されたことを示すものです。
４　この登記完了証は，登記識別情報を通知するものではありません。

以上

平成３０年３月２０日
秋田地方法務局能代支局
登記官　　櫻　田　文　紀

登記完了証（書面申請）

次の登記申請に基づく登記が完了したことを通知します。

申請受付年月日	平成３０年３月１９日	
申請受付番号	第１０７７号	
登記の目的	３番登記名義人住所更正	
登記の年月日	―	
不動産	土地	不動産番号　４１０１０００１３１４０１ 山本郡三種町浜田字大平５８番５４ 山林 １１６６平方メートル

（注）１　「登記の目的」欄に表示されている内容は，「不動産」欄の最初に表示されている不動産に記録された登記の目的です（権利に関する登記の場合に限ります。）。
２　「登記の年月日」欄は，表示に関する登記が完了した場合に記録されます。
３　「不動産」欄に表示されている不動産のうち，下線のあるものは，登記記録が閉鎖されたことを示すものです。
４　この登記完了証は，登記識別情報を通知するものではありません。

以上

平成３０年３月２０日
秋田地方法務局能代支局
登記官　　櫻　田　文　紀

登記識別情報通知

の登記の登記識別情報について、下記のとおり通知します。

3番５４の土地

は順位番号）】
第１０７８号

番４０号アーバンラフレ戸田９１０号
所

（以下余白）

頂であることを示す。

平成３０年３月２０日
秋田地方法務局能代支局
登記官　　櫻　田　文　紀

記

登　記　識　別　情　報

表　題　部　（土地の表示）	調製	平成１３年２月２１日	不動産番号	４１０１０００１３１４０１
地図番号	Ｋ１２－４	筆界特定	余白	
所　在	山本郡八竜町浜田字大平		余白	
	山本郡三種町浜田字大平		平成１８年３月２０日行政区画変更 平成１８年４月５日登記	

①地番	②地目	③地積	町反畝	歩(㎡)	原因及びその日付〔登記の日付〕
５８番５４	畑	㊧	１０２９		余白
余白	山林		１１９３		②年月日不詳地目変更 ③錯誤 国土調査による成果 〔昭和４４年８月２９日〕
余白	余白		１１６６		③錯誤 〔昭和４５年５月２３日〕
余白	余白	余白			昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１３年２月２１日

権　利　部（甲区）　（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和４８年３月２３日 第２７８６号	原因　昭和４８年１月１９日相続 所有者　山本郡八龍町大口字釜谷８７番地 荒　川　秀　明 順位２番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１３年２月２１日
2	所有権移転	平成１５年３月１２日 第１６４２号	原因　平成１３年２月６日相続 共有者 南秋田郡若美町本内字屋布下１８２番地 持分６分の３ 荒　川　悦　子 秋田市高陽青柳町１２番３７号コーポサトウ１０１号 ６分の１ 荒　川　秀　喜 茨城県下館市幸町三丁目２５番３３号 ６分の１ 荒　川　寛　也 埼玉県さいたま市大字指扇２３０９番地５ ６分の１ 押　木　幸　子
3	共有者全員持分全部移転	平成１５年６月１８日 第４４７９号	原因　平成１５年６月６日贈与 所有者　能代市河戸川字下大須賀７番地２ 荒　川　信　盛
付記１号	３番登記名義人住所更正	平成３０年３月１９日 第１０７７号	原因　錯誤 住所　能代市字長崎１９４番地９

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
4	所有権移転	平成３０年３月１９日 第１０７８号	原因　平成３０年２月２２日売買 所有者　埼玉県蕨市錦町一丁目１２番４０号アーバンラフレ戸田９１０号 株式会社三種町浜田北発電所

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

平成３０年３月２０日
秋田地方法務局能代支局　　登記官　　櫻　田　文　紀

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。